

別紙

諮問第1005号、第1006号

答 申

1 審査会の結論

本件各却下処分は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件各開示請求に対し、警視總監が令和4年7月21日付けで行った本件各却下処分について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各却下処分は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件各審査請求は、令和5年2月10日に審査会に諮問された。

審査会は、令和6年2月15日に実施機関から理由説明書を収受し、同年1月29日（第178回第三部会）から同年4月24日（第180回第三部会）まで、3回の審議をした。

（2）審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

本件各審査請求に係る諮問第1005号及び第1006号は、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 道路交通法における反則行為の処理について

道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反する行為については、刑事手続による処理が定められている一方、同法違反事件の簡易迅速な処理を図るため、同法第9章において、反則行為に関する処理手続の特例が定められている。反則行為とは道路交通法第8章の罪に当たる行為のうち車両等の運転者がしたものをいい、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）でその種別が定められている。反則行為の処理手続の特例とは、上記反則行為について、刑事手続に先行して警視総監又は道府県警察本部長が違反者に対して一定額の反則金の納付を通告し、違反者がこれに応じて任意に反則金を納付した場合には、当該反則行為について公訴を提起しないこととする手続を指し、道路交通法127条、128条等において定められている（以下、反則行為の違反者を「反則者」という。）。

その一方、警視庁交通反則事件事務処理規程（昭和43年6月20日訓令甲第22号）20条において、反則金を納付しない事件については、必要な書類を作成し刑事事件として手続を進めるものと定められているほか、警視庁交通反則事件事務処理規程の運用について（昭和46年11月25日通達甲（交. 処. 指）第114号。以下「通達」という。）第5の2において、反則者の居所又は氏名が明らかでないとき、逃亡するおそれがあるとき若しくは告知書の受領を拒否したときは、刑事事件として取り扱うことと定められている。

反則切符は、上記反則行為に適用されるもので、実施機関においては通達においてその様式等が定められている。反則切符の構成は6枚1組であり、以下の名称、内容のものである。

（ア）1枚目（交通反則告知書・免許証保管証）

反則切符を作成した警察官が反則者に交付するもので告知書と呼称される。

（イ）2枚目（交通事件原票）

反則切符を作成した警察官が警視総監への報告に用いるもので、反則者が反則

金を納付した場合は交通執行課交通反則通告所において保管し、反則金の納付がない場合は事件記録として送致書に添付するものである。

(ウ) 3 枚目 (交通反則通告書)

警視総監が反則者に対し、反則金の納付を通告する場合に用いるものである。

(エ) 4 枚目 (告知報告書・交通法令違反事件簿)

事件の送致その他の経過を明らかにするもので、交通執行課交通反則通告所又は交通執行課墨田分室若しくは立川分室において保管するものである。

(オ) 5 枚目 (告知報告書・交通法令違反事件簿)

事件の送致その他の経過を明らかにするもので、事件処理の所属において保管するものである。

(カ) 6 枚目 (取締り原票)

行政処分・統計資料として、運転免許本部で活用するものである。

このうち、本件開示請求 1 に係る請求個人情報（以下「本件請求個人情報 1」という。）は、3 枚目の交通反則通告書又はその写し等である。

実施機関によると、駐停車違反を除く反則切符の書式は、交通携帯端末用反則切符（以下「端末用切符」という。）と手書き用の一般違反用反則切符（以下「一般切符」という。）の 2 種類があり、書式は若干異なるものの、その記載内容は端末用切符も一般切符も差異はないとのことである。また、端末印字式と手書き複写式とその形式・記載方法は異なるものの、各々 1 枚目の告知書に記載された内容と同じものが 2 枚目から 6 枚目にも記載されとのことである。

ウ 個人情報の保護に関する法律について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）50 条により改正された個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）は令和 4 年 4 月 1 日に施行され、これに伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）は廃止された。個人情報保護法 2 条 8 項において「行政機関」とは、内閣に置かれる機関や内閣の所轄の下に置かれる機関等国の機関をいう旨示し、同条 11 項において「行政機関等」とは、行政機関及び独立行政法人等と定め、60 条 1 項において「保有個人

情報」とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものと定めた。

また、個人情報保護法122条1項において、第5章第4節（開示、訂正及び利用停止）の規定は、「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）」（以下、単に「司法警察職員等の処分」という。）については適用しない、と定めた。

デジタル社会形成整備法51条により改正された個人情報保護法は令和5年4月1日に施行され、同個人情報保護法2条11項においては、「行政機関等」に、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が含まれ、124条1項（デジタル社会形成整備法50条による改正当時は122条1項）においては、司法警察職員等の処分に関する適用除外が定められている。条例は、令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律施行条例附則2条1号により廃止されたが、同附則3条3項により、所定の請求がされた場合の条例第5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）及び第6章（救済の手続）の規定の適用についてはなお従前の例によることとなる。

エ 本件各却下処分の妥当性について

（ア）本件却下処分1について

本件請求個人情報1は、審査請求人の反則行為に係る反則切符のうち、前記イで述べた3枚目の交通反則通告書又はその写し等であるところ、実施機関は、本件請求個人情報1について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）53条の2第2項に定める「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、条例30条の2において条例第5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないこととされている個人情報であるとして開示請求を却下している（以下「本件却下処分1」という。）。

刑事訴訟法53条の2第2項は、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、個人情報保護法第5章第4節（開示、訂正及び利用停止）の規定は、適用しない旨定められており、これを受けて条例30条の2は、法律の

規定により個人情報保護法第5章第4節の規定を適用しないとされている個人情報については、条例第5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定は適用しない旨規定し、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報をも条例に基づく開示請求等の適用除外としていた。

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は、類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが多いものであること等から、個人情報保護法及び条例において保有個人情報の開示請求等の規定を適用しないこととされたものと解される。

また、刑事訴訟法53条の2第2項は、適用除外の対象として「訴訟記録」ではなく「訴訟に関する書類」と規定しているほか、刑事訴訟法47条においても同じ文言により「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定している。これらのことに鑑みると、裁判所の保管している書類に限らず、不起訴記録や不提出記録、送致前の書類など、検察官、司法警察職員、弁護士その他の第三者の保管しているものも「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

さらに、「訴訟に関する書類」の写しについても、それが実質的に原本と同一の内容を有するものである以上は、刑事訴訟法等の制度内における開示・不開示の判断、開示手続等に服させることが適当であることから、同様に「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

審査会が確認したところ、本件請求個人情報1は審査請求人の反則行為に係る反則切符の3枚目たる交通反則通告書又はその写し等であり、その記載内容は1

枚目の告知書等と同様、告知日時、告知・交付者の所属、階級等及び氏名、反則者氏名、生年月日、職業、本籍、住所、免許証、反則車両、反則日時、反則場所、反則事項・罰条、反則行為の種別等の各欄から構成されていた。これらは、反則金の納付がない場合など刑事事件として取り扱う場合に、道路交通法違反事件の捜査書類として検察庁に送致される反則切符の２枚目たる交通事件原票等と同一のものであると認められることから、刑事訴訟法53条の２第２項に定める「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、条例30条の２に基づき、開示請求等の規定は適用されないものと解される。また、本件請求個人情報１の写し等についても、その記載内容は原本と同一であると認められる。

したがって、本件請求個人情報１について、刑事訴訟法53条の２第２項に定める「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するため、条例30条の２により開示請求を却下した本件却下処分１は、妥当である。

（イ）本件却下処分２について

本件開示請求２に係る請求個人情報（以下「本件請求個人情報２」という。）は、審査請求人の反則行為に係る事件について、送致するか否かの意思決定の結果が記されたものであるところ、これは事件を検察庁に送致する際に作成する送致書などの文書に係る情報を求めているものと考えられる。

実施機関は、本件請求個人情報２が司法警察職員等の処分に関する情報に該当するとして却下している（以下「本件却下処分２」という。）。

審査会が確認したところ、本件請求個人情報２は司法警察職員が刑事事件等について法令等の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動により事件を検察庁に送致する際に作成する送致書などの文書に係る情報であり、当該情報は個人情報保護法122条１項（デジタル社会形成整備法51条による改正後は124条1項）所定の司法警察職員等の処分に関する情報に該当し、個人情報保護法における開示請求等の規定を適用しないものであって条例30条の２に基づき条例においても開示請求等の規定は適用されないものと解される。

また、審査請求人は、本件却下処分２の時点では個人情報保護法に定める「行政機関等」の定義に地方公共団体の機関たる警視庁又は警視総監が含まれていないのであるから、同法の規定を却下理由の根拠として引用した実施機関の本件却

下処分２は、重大な過失による処分が無効である旨主張している。

この点について審査会が確認したところ、本件却下処分２は令和４年７月２１日になされており、当時の条例３０条の２の規定では行政機関個人情報保護法の廃止に伴い、法律の規定により個人情報保護法第５章第４節（開示、訂正、利用停止）の規定を適用しないとされている個人情報については、条例第５章（保有個人情報の開示、訂正、利用停止の請求等）の規定は適用しない旨定めていた。ここでいう個人情報保護法とは、デジタル社会形成整備法５０条により改正された個人情報保護法を指しており、当時の条例３０条の２の規定の趣旨は、個人情報保護法１２２条１項（デジタル社会形成整備法５１条による改正後は１２４条１項）に定める司法警察職員等の処分については、開示請求等に係る規定を適用しないとする同法の趣旨に鑑みて、条例においても司法警察職員等の処分については開示請求等の適用除外とするというものであって、この考え方は、条例３０条の２が行政機関個人情報保護法を引用していた令和４年３月３１日以前から変わることはない。

したがって、実施機関が本件請求個人情報２を条例３０条の２に該当することを理由に開示請求の適用除外として却下した処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表 本件各却下処分

	本件開示請求 (本件請求個人情報)	却下の理由	諮問番号
1	交通反則通告書（反則者が開示請求者とされており、かつ反則日時が令和○年○月○日○時○分ごろとされているもの）、またはその写し、控え、若しくはそれに類するもの	本件開示請求に係る保有個人情報は、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項に規定する「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、東京都個人情報の保護に関する条例 30 条の 2 において、同条例第 5 章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないこととされている個人情報であるため	第 1 0 0 5 号
2	「交通反則通告書（反則者が開示請求者とされており、かつ反則日時が令和○年○月○日○時○分ごろとされているもの）にかかる道路交通法違反事案」にかかる送致（刑事訴訟法 246 条）について、送致するしないの意思決定の結果が記されたもの	本件開示請求に係る保有個人情報は、個人情報の保護に関する法律 122 条に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）」に該当し、東京都個人情報の保護に関する条例 30 条の 2 において、同条例第 5 章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないこととされている個人情報であるため	第 1 0 0 6 号